

高齡福祉施設指定管理者制度実施方針

平成 20 年6月

健康福祉部高齡福祉課

目黒区立特別養護老人ホーム指定管理者制度実施方針

1 本方針の位置づけ

目黒区(以下「区」という。)は、区の公の施設全般にわたる指定管理者制度活用の基本的考え方として、平成17年1月に指定管理者制度活用の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めた。その後、平成19年10月及び平成20年5月に基本方針を改めたところである。

本方針は、この基本方針に基づき、目黒区立特別養護老人ホームの管理運営の業務について、指定管理者制度の選定に関する方針として必要な事項を定めるものである。

2 指定管理者選定の基本事項

(1) 対象施設

- ア 目黒区立特別養護老人ホーム東山(目黒区東山三丁目24番6号)
- イ 目黒区立特別養護老人ホーム中目黒(目黒区中目黒五丁目7番35号)
- ウ 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘(目黒区東が丘一丁目6番4号)

(2) 管理業務の範囲

- ア 目黒区立特別養護老人ホームが提供するサービスに関する業務
 - (ア) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第24項に規定する介護福祉施設サービス
 - (イ) 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
 - (ウ) 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護
 - (エ) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置を受けた者を入所させ、養護すること
- イ 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- ウ 施設の設備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

(3) 選定の基本的な考え方

ア 目黒区立特別養護老人ホームは、身体上または精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させるための施設である。事業内容は、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

このため、入所者との強い信頼関係が必須であるが、それを構築するには相当程度の時間を要する。また、その関係を継続させ長期的に安定したサービスの提供が求められる。

イ 高齢介護支援について専門的知識・資格を有した職員を配置した同一の指定管理者を継続して選定することにより、事業の継続性や安定性が発揮され、より高い効果が期待でき、利用者サービスが向上すると見込まれる。

ウ 平成18年度から指定管理者としての良好な実績があり、目黒区健康福祉部・子

育て支援部指定管理者運営評価委員会における平成19年度の運営評価についてもその結果が良好であった。

以上のことから、目黒区社会福祉事業団を継続により指定管理者として選定することを基本とする。

(4) 指定期間

特別養護老人ホームは、施設サービス計画に基づき、日常生活上の世話等を行うことにより、長期間、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す施設である。また、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、区等との密接な連携に努めることが求められる。

こうしたことを踏まえ、安定的なサービスの提供により入所者の利益を守るため、指定管理の期間を平成21年4月1日から平成31年3月31日までの10年間と定める。

3 選定の方法

選定評価の組織として「目黒区健康福祉部・子育て支援部指定管理者選定評価委員会」を設置する。同委員会は、施設を所管する部課長6名のほか、外部有識者3名で構成する。

同委員会において、次項の評価項目について評価を行い、継続を前提とした運営上の課題を明らかにし、継続による選定の可否を区として判断する。

4 評価項目

ア 指定期間中の運営評価結果の状況（利用者満足度調査の状況を含む。）

イ 施設の事業内容の特性から求められる要素（安定性、継続性、計画性など）の重要度

ウ 次期指定期間中の事業計画、収支予算計画の評価結果

エ その他、施設の実情に応じ判断する上で必要な事項

5 指定の手続き

区は指定管理者候補として議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者を決定する。

6 選定情報の取扱い

選定に当たっての評価基準は選定時に公表するとともに、選定の結果については、選定結果及びその理由、選定組織の構成員を含め公表する。

7 今後のスケジュール（予定）

・評価結果・実施方針公表

7月上旬

・継続の選定評価	8月上旬～9月下旬
・選定の決定	10月上旬
・基本協定締結	12月上旬
・選定結果公表	12月中旬
・年度協定締結	3月末
・指定管理業務開始	4月1日

以 上

目黒区立高齢者在宅サービスセンター指定管理者制度実施方針

1 本方針の位置づけ

目黒区(以下「区」という。)は、区の公の施設全般にわたる指定管理者制度活用の基本的考え方として、平成17年1月に指定管理者制度活用の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めた。その後、平成19年10月及び平成20年5月に基本方針を改めたところである。

本方針は、この基本方針に基づき、目黒区立高齢者在宅サービスセンターの管理運営の業務について、指定管理者制度の選定に関する方針として必要な事項を定めるものである。

2 指定管理者選定の基本事項

(1) 対象施設

- ア 目黒区立東山高齢者在宅サービスセンター(目黒区東山三丁目24番6号)
- イ 目黒区立中目黒高齢者在宅サービスセンター(目黒区中目黒五丁目7番35号)
- ウ 目黒区立田道高齢者在宅サービスセンター(目黒区目黒一丁目25番26号)
- エ 目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター(目黒区東が丘一丁目6番4号)

(2) 管理業務の範囲

- ア 目黒区立高齢者在宅サービスセンターが提供するサービスに関する業務
 - (ア) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護
 - (イ) 介護保険法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護(目黒区立東山高齢者在宅サービスセンター及び目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンターに限る。)
 - (ウ) 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
 - (エ) 介護保険法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護(目黒区立東山高齢者在宅サービスセンター及び目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンターに限る。)
 - (オ) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第2号の措置を受けた者を通所させ、養護すること。
- イ 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- ウ 施設の設備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

(3) 選定の基本的な考え方

- ア 目黒区立高齢者在宅サービスセンターは、在宅の虚弱な高齢者、寝たきりの高齢者、認知症の高齢者その他の援護を要する高齢者及びその家族の福祉の増進を図るための施設である。事業内容は、居宅要介護者について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う。また、認知症対応型通所介護では、居宅要介護者であって、認知症であるものについて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う。

このため、利用者等との強い信頼関係が必須であるが、それを構築するには相当程度の時間を要する。また、その関係を継続させ長期的に安定したサービスの提供が求められる。

イ 高齢介護支援について専門的知識・資格を有した職員を配置した同一の指定管理者を継続して選定することにより、事業の継続性や安定性が発揮され、より高い効果が期待でき、利用者サービスが向上すると見込まれる。

ウ 平成18年度から指定管理者としての良好な実績があり、目黒区健康福祉部・子育て支援部指定管理者運営評価委員会における平成19年度の運営評価についてもその結果が良好であった。

以上のことから、目黒区社会福祉事業団を継続により指定管理者として選定することを基本とする。

(4) 指定期間

高齢者在宅サービスセンターは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする施設である。必要な日常生活上の世話等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることが求められる。

こうしたことを踏まえ、安定的なサービスの提供により利用者等の利益を守るため、指定管理の期間を平成21年4月1日から平成31年3月31日までの10年間と定める。

3 選定の方法

選定評価の組織として「目黒区健康福祉部・子育て支援部指定管理者選定評価委員会」を設置する。同委員会は、施設を所管する部課長6名のほか、外部有識者3名で構成する。

同委員会において、次項の評価項目について評価を行い、継続を前提とした運営上の課題を明らかにし、継続による選定の可否を区として判断する。

4 評価項目

ア 指定期間中の運営評価結果の状況（利用者満足度調査の状況を含む。）

イ 施設の事業内容の特性から求められる要素（安定性、継続性、計画性など）の重要度

ウ 次期指定期間中の事業計画、収支予算計画の評価結果

エ その他、施設の実情に応じ判断する上で必要な事項

5 指定の手続き

区は指定管理者候補として議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者を決定する。

6 選定情報の取扱い

選定に当たっての評価基準は選定時に公表するとともに、選定の結果については、選定結果及びその理由、選定組織の構成員を含め公表する。

7 今後のスケジュール（予定）

・評価結果・実施方針公表	7月上旬
・継続の選定評価	8月上旬～9月下旬
・選定の決定	10月上旬
・基本協定締結	12月上旬
・選定結果公表	12月中旬
・年度協定締結	3月末
・指定管理業務開始	4月1日

以 上

目黒区立在宅介護支援センター指定管理者制度実施方針

1 本方針の位置づけ

目黒区（以下「区」という。）は、区の公の施設全般にわたる指定管理者制度活用の基本的考え方として、平成17年1月に指定管理者制度活用の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めた。その後、平成19年10月及び平成20年5月に基本方針を改めたところである。

本方針は、この基本方針に基づき、目黒区立在宅介護支援センターの管理運営の業務について、指定管理者制度の選定に関する方針として必要な事項を定めるものである。

2 指定管理者選定の基本事項

(1) 対象施設

- ア 目黒区立東山在宅介護支援センター（目黒区東山三丁目24番6号）
- イ 目黒区立東が丘在宅介護支援センター（目黒区東が丘一丁目6番4号）

(2) 管理業務の範囲

- ア 目黒区立在宅介護支援センターが提供するサービスに関する業務
 - (ア) 介護機器を展示し、及び在宅介護に関する情報を収集し、利用に供することに関する業務
 - (イ) 在宅介護に関する相談に関する業務
 - (ウ) 関係機関等による保健福祉サービスの提供に資する在宅の要介護者等に係る資料の整備に関する業務
 - (エ) 在宅の要介護者等が関係機関等による保健福祉サービスの提供を受けるための必要な手続きの便宜を図ることに関する業務
 - (オ) 各種の保健福祉サービスの利用方法等に関する広報及びその積極的な利用についての啓発を行うことに関する業務
 - (カ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第21項に規定する居宅介護支援を行うことに関する業務
 - (キ) 区長が必要があると認める事業に関する業務
- イ 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- ウ 施設の設定備等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

(3) 選定の基本的な考え方

ア 目黒区立在宅介護支援センターは、在宅の介護を要する高齢者及び心身に障害を有する者並びにその家族等に対し、在宅介護に関する情報の提供及び相談・関係機関等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことにより、当該要介護者等の福祉の増進を図る施設である。事業内容は、要介護者が指定居宅サービス等の適切な利用等ができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整等を行う。また、在宅介護に関する相談を行う。

このため、利用者等との強い信頼関係が必須であり、それを構築するには相当程度の時間を要する。また、その関係を継続させ長期的に安定したサービスの提供が求められる。

イ 高齢介護支援について専門的知識・資格を有した職員を配置した同一の指定管理者を継続して選定することにより、事業の継続性や安定性が発揮され、より高い効果が期待でき、利用者サービスが向上すると見込まれる。

ウ 目黒区立在宅介護支援センターは、目黒区立特別養護老人ホームに併設しており目黒区立特別養護老人ホームと同一の指定管理者に管理させることで一体的な運営を行い、安定したサービスの提供が期待できる。

エ 平成18年度から指定管理者としての良好な実績があり、目黒区健康福祉部・子育て支援部指定管理者運営評価委員会における平成19年度の運営評価についてもその結果が良好であった。

以上のことから、目黒区社会福祉事業団を継続により指定管理者として選定することを基本とする。

(4) 指定期間

指定居宅介護支援事業所である目黒区立在宅介護支援センターの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うことが求められる。また、区及び介護保険施設等との連携に努めることが求められる。さらに、目黒区立特別養護老人ホームと一体的な運営によって効率化が期待される。

こうしたことを踏まえ、安定的なサービスの提供により利用者の利益を守るため、指定管理の期間を平成21年4月1日から平成31年3月31日までの10年間と定める。

3 選定の方法

選定評価の組織として「目黒区健康福祉部・子育て支援部指定管理者選定評価委員会」を設置する。同委員会は、施設を所管する部課長6名のほか、外部有識者3名で構成する。

同委員会において、次項の評価項目について評価を行い、継続を前提とした運営上の課題を明らかにし、継続による選定の可否を区として判断する。

4 評価項目

ア 指定期間中の運営評価結果の状況（利用者満足度調査の状況を含む。）

イ 施設の事業内容の特性から求められる要素（安定性、継続性、計画性など）の重要度

ウ 次期指定期間中の事業計画、収支予算計画の評価結果

エ その他、施設の実情に応じ判断する上で必要な事項

5 指定の手続き

区は指定管理者候補として議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者を決定する。

6 選定情報の取扱い

選定に当たったの評価基準は選定時に公表するとともに、選定の結果については、選定結果及びその理由、選定組織の構成員を含め公表する。

7 今後のスケジュール(予定)

・評価結果・実施方針公表	7月上旬
・継続の選定評価	8月上旬～9月下旬
・選定の決定	10月上旬
・基本協定締結	12月上旬
・選定結果公表	12月中旬
・年度協定締結	3月末
・指定管理業務開始	4月1日

以 上